

議案第150号

議決事項の一部変更について（さいたま市立谷田小学校（1・31・32棟）
リフレッシュ改修（建築）工事請負契約）

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（令和6年さいたま市条例第28号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年2月議会において議決を得た請負契約について（議案第61号。同年6月議会（議案第116号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3 契約金額中「540, 576, 300円」を「549, 882, 300円」に変更する。